　　　　　　　　標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

様式２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ）  申出者氏名 |  | | 申 出 者  生年月日 | |  | 年　　月　　日 | | |
|  | |
| 所 属 所 |  | | 組合員等  記号・番号 | |  | | | |
| 職　 名 |  | |
| 産前産後休業承認期間 | 休業開始日 | | | 休業終了日（復職日の前日） | | | | |
| 年　　月　　日 | | | 年　　月　　日 | | | | |
| 産前産後休業  に係る子 | （フリガナ）  氏 名 |  | | | | | 性 別 | 男  女 |
|  | | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | | | | |
| 地方公務員等共済組合法第４３条第１４項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。  公立学校共済組合神奈川支部長　様  年　　 月　 　日  住　所  申出者  氏　名  　　　　 （署名） | | | | | | | | |
| 備　考　　「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が１７日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。 | | | | | | | | |

【申請にあたっての注意事項】

1 産前産後休業終了時改定は、産前産後休業を終了した後に育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬月額と標準報酬月額がかけ離れた額になる場合に、産前産後休業を終了したときに**申出**をすることにより、標準報酬月額を改定するものです。産前産後休業を終了した後にフルタイムで勤務した場合も申出はできるが、その場合は標準報酬月額が上がることもあります。算定の結果、従前の標準報酬の等級と1等級以上の差がなければ、改定は行われません。

2 産前産後休業とは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日、多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいいます。

3 申出の対象者は、産前産後休業を終了した日において、当該産前産後休業に係る子を養育しており、産前産後休業を終了した日の翌日に育児休業等を開始していない者です。

4 申出をしない場合でも、固定的給与に変動があり要件を満たしたときは「随時改定」が行われます。

所属所受付印

提出期限：事由発生から２年間

提出先　：県職員及び県費負担教職員　→　所属所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→　公立学校共済組合神奈川支部　共済経理グループ

　　　　　市町村費負担教職員　→　各市町村の給与担当課

記　入　例　　　　 標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

様式２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ）  申出者氏名 | カナガワ　ハナコ | | 申 出 者  生年月日 | |  | 〇〇年　〇月　〇日 | | |
| 神奈川　花子 | |
| 所 属 所 | ××市立××小学校 | | 組合員等  記号・番号 | | １２３４５６ | | | |
| 職　 名 | 教　諭 | |
| ※産前産後休業承認期間 | 休業開始日 | | | 休業終了日（復職日の前日） | | | | |
| 〇〇年　　〇月　　〇日 | | | 〇〇年　　〇月　　〇日 | | | | |
| 産前産後休業  に係る子 | （フリガナ）  氏 名 | カナガワ　タロウ | | | | | 性 別 | 男  女 |
| 神奈川　太郎 | | | | |
| 生年月日 | 〇〇年　　〇月　　〇日 | | | | |
| 地方公務員等共済組合法第４３条第１４項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。  公立学校共済組合神奈川支部長　様  〇〇年　　〇月　　〇日  住　所　　横浜市中区日本大通５－１  申出者  氏　名　　神奈川　花子  　　　 　（署名） | | | | | | | | |
| 備　考　　「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が１７日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。 | | | | | | | | |

【申請にあたっての注意事項】

1 産前産後休業終了時改定は、産前産後休業を終了した後に育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬月額と標準報酬月額がかけ離れた額になる場合に、産前産後休業を終了したときに**申出**をすることにより、標準報酬月額を改定するものです。産前産後休業を終了した後にフルタイムで勤務した場合も申出はできるが、その場合は標準報酬月額が上がることもあります。算定の結果、従前の標準報酬の等級と1等級以上の差がなければ、改定は行われません。

2 産前産後休業とは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日、多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいいます。

3 申出の対象者は、産前産後休業を終了した日において、当該産前産後休業に係る子を養育しており、産前産後休業を終了した日の翌日に育児休業等を開始していない者です。

4 申出をしない場合でも、固定的給与に変動があり要件を満たしたときは「随時改定」が行われます。

所属所受付印

提出期限：事由発生から２年間

提出先　：県職員及び県費負担教職員　→　所属所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→　公立学校共済組合神奈川支部　共済経理グループ

　　　　　市町村費負担教職員　→　各市町村の給与担当課